

令和6年6月7日

うきは市議会議長 江藤芳光 様

議員政治倫理検証特別委員会

委員長 野鶴 修

議員政治倫理検証特別委員会報告書

令和6年うきは市議会3月定例会において、付託されました件について調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告する。

記

1. 開催日時及び出席者

議員政治倫理検証特別委員会委員（5名）：野鶴修議員、組坂公明議員、樋口隆三議員、高木亜希子議員、権藤英樹議員

参考人：荻原知明氏（ほとめき法律事務所）

- ・令和6年3月27日（水曜）13時～15時15分
（関係者出席）福祉係長、福祉事務所長、市長公室長
- ・令和6年4月4日（木曜）16時～18時49分（関係者出席）竹永茂美議員
- ・令和6年4月24日（水曜）16時～17時9分
- ・令和6年5月20日（月曜）16時30分～17時24分

2. 検証の目的と内容

令和6年1月12日、市議会議員が配布した文書において、公文書偽造の疑いがあることが指摘されたことにより、次のことについて検証、実態解明を行うこととした。

- （1）今回配布された文書が公文書偽造に当たるものなのか、また、刑法に反する行為なのか。
- （2）文書を配布したことによる影響（偽計業務妨害等）はなかったのか。
- （3）文書を配布した目的や趣旨はどういったものなのか、また今回の行為が議員としての政治倫理に反する行為であるのか。
- （4）再発防止策の検討

これらの4点について、関係者の聞き取り調査等を行い、事実を分析した。

3. 検証の結果

- ◆（1）の公文書偽造の刑法に反する行為かどうかについては、公文書偽造における文書とは何かということからすると、一般的にはその文書の名義人の意思表示が表れているものが必要とされている。法律用語でいえば、意思又は観念の表示（意思表示）された媒体に当たるものにな

る。しかしながら、今回配布された文書（別紙3）については、意思表示が現れた文書とは言い難く、多分に書式としてみるのが妥当であると思われる。

公文書偽造罪に関しては、私文書偽造罪と違って事実証明に関する文書以外も含まれるという解釈の方が一般的なので、私文書であれば事実証明に関する文書ではないことから、偽造罪にはならないとはっきり断定できるが、公文書に関しては、私文書にいう事実証明の文書以外も含まれるというものの、この別紙3が果たして刑法上の文書に当たるかどうか疑問である。

このことから判断すれば、公文書偽造罪に該当するとは言い切れないと考える。

- ◆（2）の業務妨害に当たりうるかどうかに関しては、不正な行為なのかどうかということに関しては疑問がある。

一般論として、文書の配布は議員が行うべき行為ではなく、「やるべきでなかった」ということは間違いない。しかし、犯罪行為としての偽計業務妨害罪に該当するかというと、聞き取り調査の結果、本人の意図が市役所の業務を妨害することにはなかったと考えられる。

したがって、いわゆる故意がないということで、偽計業務妨害には当たらないと判断した。

ただし、影響がなかったのかという点では、この文書に関する問い合わせ等が市役所にあり、福祉事務所は対応をさせられているので、福祉事務所としては間違いなく業務に支障をきたしている。そのため、犯罪行為ではないとしても、業務に影響がなかったとはいえない。

- ◆（3）の今回の文書を配布した目的や趣旨、議員としての政治倫理等に反する行為かどうかについてであるが、このことに関して、本人との聞き取りの中で、下記の項目について矛盾点並びに問題点が検証された。（詳細は別添資料1において報告する。）

- ① 本来、市役所が配るべき文書について、議員が配るという行為に関していえば、それは議員自身がやるべき職務分掌の範囲を超えている。一般的に考えても越権行為であることが明らかであるにもかかわらず、そのことを理解していなかったこと、また調査時点でも理解していないことが問題である。

今回の文書配布行動について、「7月豪雨被害で困っている人と福祉事務所をつなぐことが目的であった。更には、12月の回覧文書では周知が十分でないと思い、困っている被災者を救済するため今回の文書を配布した。」ということであった。

しかし、実際は竹永議員自身の発行する議会だよりと社民党福島みずほ氏の機関紙を配布するときに、ついでにその中に挟み込んで配ったということであり、自身の行っている後援会活動の一つとして考えられる。自身の言っている本来の趣旨と実際に取った行動には矛盾がある。

- ② 自分が独自に作成した文書（別紙3）であるにもかかわらず、その文書の問い合わせ先を福祉事務所とし、対応は市役所職員任せになっている。また、市役所職員に任せればよいと思っていた趣旨の発言も調査の中で行っている。責任を自分ではなく、市役所職員に転嫁していることは問題である。

- ③ 市役所が作成した文書等について、本来ならば「担当課に許可や確認を取って活用すべきである」ということを、これまでは認識していたにもかかわらず、今回は市役所の確認を取らずに、勝手に切り貼りして作成し、印刷及び配布まで行っている。そのことで、市民や市役所が混乱するのではないかという配慮は全く感じられない。

また、その作成した文書（別紙3）の確認が取れなかった理由として、市役所の年末年始の休業を理由としたが、市役所が仕事始めになった4日の時点でも、その確認を取らなかったというのも無責任な対応といえる。

結果として、市役所は1月12日に市民からの通報で、初めて今回の件を知ったが、通報がなければもっと対応が遅れていたと思われる。また、通報がなければ、いつの時点で確認するつもりだったのかも明確な回答はなかった。

もし、市役所との確認で「不適切」と言われた場合の対応を、どうするつもりだったのかについても、いささか問題がある。

- ④ 議員自身独自で別紙3の文書を作成しなくても、別紙1と別紙2の2枚を印刷し配布すれば、市民はもっとわかりやすかったのではないかという質問に対し、2枚だと事務的な問題（費用も含む）や議員自身の議会だよりの印刷が最優先であったので、時間的余裕がなかったと答えている。困っている市民を救済したかったという議員自身の主張と実際行った行動に矛盾がある。

- ⑤ 目的は、床下浸水で義援金の支給をしていない世帯に申請を促すためだったと答えていたが、ならば別紙3のような書式に切り貼りした文書を作成せず、独自の義援金広報文書を作成していれば、今回のような事件も発生していなかったことを本人が理解していない。

以上①～⑤の矛盾点や問題点が、聞き取り調査の中で確認された。

うきは市議会基本条例第21条第2項には次の規定がある。すなわち、「議員の政治活動及び職務の遂行においては、廉潔及び公正を確保するための基本的事項について、うきは市政治倫理条例を規範として行動しなければならない。」

本件の文書配布行為は、竹永議員自身が作成・配布する議会だよりと一緒に配布を行っていることからすれば、政治活動の一環であったことは明らかである。

よって、本件の文書配布行為は、うきは市議会基本条例第21条第2項に抵触するものとする。

更に、同条例同条第1項には次の規定がある。すなわち、「議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使する等、市民に疑惑を招くような行動をしてはならない。」

同条項は、議員の市民の代表者としての高い倫理性を規定したものであり、「等」には影響力を不正に行使する場合だけでなく、広く政治倫理に反する行為が含まれるものというべきである。また、その規定の趣旨からすると、故意による場合だけでなく過失による場合も含むというべきである。

本件の文書配布行為は議員の権限の範囲を超え、しかもそれにより福祉事務所の職員に不必要な

対応を行わせている。また、少なくとも問い合わせを行ってきた市民に「詐欺ではないのか」と無用の疑念を抱かせているし、問い合わせをしてくれなかった市民についても同様の疑念を持つものがないともおかしくはない。

そのことから判断すると、本件の文書配布行為は、うきは市議会基本条例第21条第1項に抵触するものと考えられる。

また、同条例同条3項には、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならないとされている。よって、議員自身の猛省を求めるものである。

以上が議員政治倫理検証特別委員会の検証結果である。

今後、議会としてどのような対応を行うべきか、今回の検証特別委員会で協議した結果として、

◆（４）再発防止策の検討（案）については、次のとおりである。

- ① 議員一人ひとりの政治倫理意識の向上を図るため、年1回若しくは議員改選時を含む2年に1回のコンプライアンス研修を議会全体で行う。
- ② 行政の発行する公文書等については、担当部署の許可なく使用又は複製してはならない。
- ③ 議員一人ひとりが、議員のやるべき職務分掌の範囲を、再度認識すること。

以上3点について、再発防止策として提案する。

以上

回 覧

5う福祉第 1189 号

令和 5 年 12 月 1 日

令和 5 年 7 月豪雨災害義援金について

令和 5 年 7 月豪雨で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

令和 5 年 7 月豪雨災害の被災された皆様に対し、全国の多くの方々から義援金が寄せられました。これらの義援金を公平に配分するため、うきは市災害義援金配分委員会を開催し以下のとおり決定いたしました。

・市に寄せられた義援金(令和 5 年 10 月 31 日時点)・・・7, 976, 882 円

義援金額(1次配分)

| | |
|------|----------------|
| 福岡県 | 13, 124, 846 円 |
| うきは市 | 7, 976, 882 円 |
| 合 計 | 21, 101, 728 円 |

配分基準

| | 被害区分 | 配分比 |
|------|------|-----|
| 住家被害 | 半壊 | 5 |
| | 床上浸水 | 1 |
| | 一部損壊 | 1 |
| | 床下浸水 | 0.2 |

配分額

| 住家被害区分 | 件数 | 配分比 | 配分額 | 合計額 |
|-------------------------|-----|-----|-----------|--------------|
| 中規模半壊 | 7 | 5 | 250,000 円 | 1,750,000 円 |
| 半壊 | 44 | 5 | 250,000 円 | 11,000,000 円 |
| 準半壊 (一部損壊のうち床上浸水を含む) | 42 | 1 | 50,000 円 | 2,100,000 円 |
| 一部損壊 (床下浸水を含む) | 500 | 0.2 | 10,000 円 | 5,000,000 円 |
| 合 計 | 593 | | | 19,850,000 円 |

残額 1,251,728 円は第 2 次配分へ

裏面に続きます

竹永議員からの聞き取り調査（主な内容について抜粋）

(委員長)十分趣旨はお分かりと思いますが、この検証特別委員会におきましては、まず事実関係がどうであったのか、ということをしていろいろと聞き取りをしております。そういった意味でこちらから質問をさせていただきますので、それに対して簡潔に答えていただければいいかと思いません。

まず冒頭に、今回の行為を行ったその趣旨というか、自分の信条といいますか、その辺のところがありましたら、まずそこからお願いします。

(竹永議員)義援金の申請について、全戸配布されるのだろうと思っていたら、回覧ということになったので、これではもう徹底しないだろうということで、別紙1と別紙2の書類から別紙3を作って配布し、社会福祉協議会へつなぎたいと思って行動を行いました。

(委員)別紙1と別紙2とがあると言っていたが、なぜそれをそのまま使用しなかったのか。

(竹永議員)これは、本当はここに床下浸水500件が目当てで作ってあったのですが、別紙1ではこれがパッと見て分からなかった。ここで本当に知らせたかったのは、床下浸水の部分だと思って、その配分と連絡先を別紙2に付け加えて、別紙3を作成し配布した。

(委員)市の文書を扱うときは、直接被害者が見つかって、「こういった人がいるので一部書類をいただけるでしょうか」と、責任をもって担当部署へつなぐ。またそういった情報が入れば、市のほうに「今の周知では足らんとではないか」というような感じで要望するのが普通ではないかと思う。議会として市のほうにもっと周知させるよう行動をすることのほうが大事だと思うが、なぜ個人で配布しようとしたのか。

(竹永議員)今までは市の資料を使うときは、現課に確認して出していた。今回は自分もバタバタしていて、議会が終わってもらってさあ印刷しようと思ったときに、年末年始の休みに入っていたので、福祉事務所との確認が取れなかった。今言われたように市や議会に働きかけるべきではなかったかと言われたら、そのとおりであったと思います。担当の福祉事務所や議会、その結果として2月1日付の資料を配布しますということが、各戸配布されたので、その周知については一定その分があって、できたのかと思っています。それから7月10日の豪雨の後、一応吉井小学校区を回って、恐らく被害があっただろうというところに配布したわけです。

(委員)300件から400件配ったということですが、別紙3だけを配布したのか。

(竹永議員)私自身の議会だよりも中に、挟み込んで配布した。

(委員)ということは、目的は別紙3を配るだけということではなかったということですね。

(竹永議員)議会ごとに私自身の議会だよりを配布していたので、ついだという表現は悪いですけど1月上旬中には配るので、2月いっぱい申請に間に合うのではないかと思います。だから、配布したところと入れてない区域とはある。

(委員)ついでに配布したということですね。さっきの趣旨とはかなり違うと思いますが。

(弁護士)義援金の内容が周知徹底されてないと考えて、福祉事務所長に被害があっただろう地域に各戸配布すると伝えたと思いますが、まず各戸に配布する作業というのは議員がする仕事なのでしょうか。

(竹永議員)困ってある被害があっただろうということですから、必要だと私は思いました。

(弁護士)配布業務というのは議員がする仕事なのですか。

(竹永議員)困っている内容について問い合わせやあるいは情報があったら、積極的に配信すべきだとと思っている。

(弁護士)発信する必要性を問うているわけではない。その書式は福祉事務所が作成したもの。それを福祉事務所が配布するのは理解できるが、福祉事務所ではなくて議員になったら、それは議員が配るものではないのではないかと聞いています。

(竹永議員)9月の一般質問でも、市当局の被害の支援策については徹底してくださいと訴え、「ハザードマップで各戸配ります」って言われたから、イコール今回の義援金についてもそういった理解をしてくれているものと思っていた。そしたら12月1日の回覧だったので、周知徹底すべきではないか、困っている人がいるからということで行動しました。

【矛盾点・疑問点】

◆困っている人たちを救済することが目的であると答えているが、実際は自身の発行する議会だよりを配布する政治活動の一環として行っている。

◆行政の行うべき配布業務を、議員がする仕事であるのかということに対し、必要性ばかりを回答し、行政のする職務と議員としてのやるべき職務を理解していない。

(弁護士)各戸配布すると福祉事務所長に伝えられたというけど、それに対する福祉事務所長の回答はどんなものでしたか。

(竹永議員)何もなかったです。

(弁護士)恐らく何もなかったというのは、いささか考えられないと思います。いいか、ダメかは言っていると思います。役所の立場の人間として。

(竹永議員)1月12日の福祉事務所長との話しの中では、最後に「別紙1なら配っていいですよ」と言われて一部くれましたが、今更私がついていうのがあったので返しました。だから、そういう意味では福祉事務所長も配ることについては、内容は別にして理解してもらっていたと思っています。

(弁護士)福祉事務所長は、「別紙1なら配っていい」と言ったわけですね。なぜ、別紙1を配らなかったのですか。

(竹永議員)先ほど言ったように、どこが目当てなのかがはっきりしないじゃないですか。

(弁護士)あなたは、今回配布された別紙3で何をお知らせしたかったのですか。

(竹永議員)「床下浸水の人には、こういう義援金が出ていますよ」ということを知らせたかったのです。

(弁護士)別紙1でそれは分かりませんか。

(竹永議員)いや、結果として、多分分からないと思って、12月末現在の申請数が400件のうち

50件しかなかったということで、これは私もそう予見していて、これはもっと分かる書式なりが必要と思って別紙3を作成し、配布しました。

(弁護士)別紙3ですね。ご自身が作られたのでそれを見ると、なぜ義援金がもらえると分かるのですか。

(竹永議員)こちらにその具体的な部分で、被災した住所の所在とか等々が入っていて分かるかなと思って、実際はなかなかそれが無視されてなかったような気が。

(弁護士)ということであれば、別紙2の書式ですね。これをそのまま配布すればよかったのではないですか。

(竹永議員)ただこれだとそのとき、義援金の内容が分からないので、義援金の配分ですね、それが分からないのでというのと、これだと連絡先が書いてないので連絡先が必要だと思って、そっちに連絡するだろうと思って。

(弁護士)そういうことであれば、福祉事務所で作成した別紙1、それと書式である別紙2、これを配布したらよかったのではないですか。

(竹永議員)後から考えると、そう言われればそうかもしれませんが、表裏約400枚から500枚を年末に印刷することは、これはちょっと不可能というか、そんな感じだったから1枚にまとめました。

【矛盾点・疑問点】

◆被災者を救済することが目的であることと、表裏400枚を年末に印刷することが不可能ということが分からない。自身の議会だよりは3000部印刷している。

(弁護士)逆にその別紙3だけを配られた人は、何のことだか分からなくないですか。それを見ましたが単なる書式。何か件数が書いてあるだけの書式なので、それだとどうして義援金がもらえるということが分かるのですか。

(竹永議員)だいたいどの辺が被害を受けたかっていうのが分かっていたので、その付近に配れば義援金がもらえるのではないか、この配分表を付けていましたので分かるだろうと考えて。

(弁護士)もし、義援金が配布される制度があるのだということをお知らせするのであれば、ご自身が作られている議会だよりとか、あるいは別の書類を作って、こういう制度があるのだよってことをお知らせする文書ではだめだったのですか。

(竹永議員)自身の議会だよりは、もうそのときはほぼ原稿は出来上がっていてスペースがなかったので、先ほどいったように自分の議会だよりに挟み込んで配りました。

(弁護士)別紙3を作成しているわけじゃないですか。自身の議会だよりに入れ込まれなかったとしても、こういう制度があるのだというお知らせ文書を作るのではだめだったのですか。

(竹永議員)結果的には、そちらのほうがよかったのかとは思いますが。ただ自身の議会だよりは吉井校区だけでも1700戸くらいありますけど、1700戸がすべて対象ではないので、やはり自分がつかんでいる被害数の地域を重点的にやったほうがいいんじゃないかと思ってしました。

(弁護士)ですから、その被害者地域の人にお知らせする文書を作って配ればよかったのではないかという質問です。

(竹永議員)これでも大丈夫かなという私の判断がありました。

(弁護士) そういう考えはあったのですか、あったけど今回の文書にしたのですか。

(竹永議員) 私としては、そういう考えは思いつきませんでした。

【矛盾点・疑問点】

- ◆被災地域を重点的にお知らせしたかったと言いながらも、その方法や文書についての検討が十分に行われていない。自身の言う目的であれば、何を被災地域の人にお知らせしたかったのか。自身が知らせたかった文書を考えるのが当たり前ではないか。

(弁護士) 配布した範囲(地域)は

(竹永議員) 実際配布したのは、400件ほどです。いくつか大まかな場所も特定できていましたので。

(弁護士) どの家に配ったっていうのは特定できますか。この家からこの家までは配ったっていう、この家には配ってないという特定はできますか。

(竹永議員) 一定程度できます。

(弁護士) なぜ、一定程度なのですか。

(竹永議員) もう時間が1月から3ヶ月たっているので、例えばこれから先は配っただろうというのはありますが、1件2件飛んだかもしれないし、100%確認はできません。

(弁護士) 配布したのは、あなた自身だけですか。

(竹永議員) 吉井小学校区に関しては、私だけです。

(弁護士) 自分1人で配布したわけですね。

(竹永議員) はい。

(弁護士) ということは、ここからここまでの区域に配るというのはご自身で決定したわけですよ。なぜ、1件2件飛ばしたかもしれないということになるのですか。

(竹永議員) 不在者のところにも入れたかもしれないので、アパートとかで被害にあったらうというところ、おられたところが転出されたとかがあるので、100%とは言い切れません。

(弁護士) だから、どこに配ったのかと聞いています。会えたか会えないかは関係ないのではないですか。いなかったところはポストに入れているのですよね。

(竹永議員) はい。

(弁護士) ということは、どこからどこまで配ったか分かれば、どこに配った、どの世帯に配られているか分かるのではないですか。

(竹永議員) だから、大まかにはわかりますけど、1件も漏らさずにと言われると、それはできかねますということです。

(弁護士) ご自身の議会だよりに挟んで配ったのは、どうしてですか。

(竹永議員) 同じコースを行くときに、例えば7月のから9月段階で、うちは被害があっていませんというところも言えなかったし、一つのルートは右側・左側ばかりとかそういうパターンでやっていたので、そういう形に。

(弁護士) 書式が出来上がったのは、原稿として、ものが出来上がったのはいつですか。

(竹永議員) 12月25日から28日の間ぐらいだろうと。

(弁護士) 年末年始の休業に入っていたから確認が取れなかったということなのですけど、確認が

取れるまで待たなかったのはなぜですか。

(竹永議員) 配布するのに、1か月くらいかかるので、そうすると一番遅い日とはいえ、2月1日くらいになると、申請する機関が短い。だからというのと、休みのときのほうが自分は活動しやすいから、平日だとどうしても自分は議員活動もありますので。

(弁護士) なるほど。ご自身の都合ってことですね。結局別紙3は何部作製したのですか。

(竹永議員) 500部ぐらい、500部ちょっと超えていたと思います。

(弁護士) コピー機あるいは複合機みたいにセットして何部みたいな感じで印刷したということですよ。

(竹永議員) 印刷機ではなく輪転機でした。

(弁護士) 部数指定してできませんかね。

(竹永議員) いや、だから私自身の印刷はトータル的に3,000部ぐらい。

(弁護士) 3,000部作ったのですか。

(竹永議員) いや、自身の議会だよりです。

(弁護士) じゃなくて、別紙3は、何部作ったのですか。

(竹永議員) 500部ちょっとです。

(弁護士) 何日かに分けて作ったってことですか。

(竹永議員) 一気に500部作りました。

(弁護士) 早く配らなきゃいけないと思っているのだったら、逆に1月2日からにしたというのは何か理由があるのですか。25日にできているのだったら、26日ぐらいから配り始めてもよかったのかと思いますが、逆に1月2日まで待った理由は何かあるのですか。

(竹永議員) やはり、年末年始の準備もお正月を迎える準備があったから。

【矛盾点・疑問点】

◆聞き取りの中で、早く配る必要性を言っている一方で、年末年始の自身の都合や自身の発行する議会だよりの発行を優先させている。本当に被災者を救済することが目的なのか、自身の政治活動が優先なのか。疑問が残る。

(弁護士) 基本的なとこなんですけど、今回の別紙3というのは、その別紙1に書いてあるその被害の表ですね、一番下に書いてある表、それと別紙の書式をくっつけたものですよね。市役所が作った文書を、そうやって切り貼りして別の文書を、書類を作成するということはしてもいいと思っていたかどうかということですが、いかが思いですか。

(竹永議員) 先ほど言いましたように、今までは確認してやってきたので、それはいいのではないかと考えておりました。

(弁護士) 切り貼りしてもいいかどうかを確認してきたということですかね。

(竹永議員) 「作った文書は、これでいいね。これ出していいね」という確認をいろいろして・

(弁護士) 確認してきたからいいと思っていたのですね。それでは、なぜ今回はその確認をしてないのに配ったのですか。

(竹永議員) 繰り返しになりますが、年末年始に入っていて確認することができなかった。

(弁護士) でも、ご自身がそういうことをしてもいいと思った理由は、役所に確認したから、いいと

言われたからいいと思っていたということでしたよね。今回は「この内容を配っていいですよ」と言われてないわけですから。なぜそれで、「確認が取れないから、してもいい」ということになるのか。確認が取れたからいいと思っているわけですから、確認が取れてなければ「だめですよ」ということにはならないのですかね。

(竹永議員) 別紙1と別紙2を福祉事務所長からもらっていたので、この2枚を1枚にする分は、一言一句変えてないのでもいいのではないかという私自身の判断があります。

(弁護士) 仮に、もう義援金をもらった家庭ですね。義援金自体をもらうことはもうご自身が配られたその別紙3配った段階では義援金をもらうことができる家庭もいたと思うのですが、その別紙2をもらってきたご家庭とかホームページ等でダウンロードした家庭、あるいはもうあらかじめ義援金をもらっているご家庭とかに別紙3が配られてしまった場合、混乱させてしまうのではないかとか、そういったことは考えなかったのか。

(竹永議員) いや、そういう意味で別紙2だけだったら連絡先も何もないので、福祉事務所の電話番号を書いて、そこに相談してくださいというつもりで考えてこれを載せました。

(弁護士) 別紙3は福祉事務所が作ったものではないわけですよね。それが配られたときに、問い合わせが福祉事務所に行くであろうことは分かっていたということですね。

(竹永議員) はい。

(弁護士) そうすると、福祉事務所は自分たちが作った文書じゃないものが、文書としてまわってくるではないですか。それに対して、福祉事務所が混乱するとは考えなかったのですか。

(竹永議員) そこまでの考えは至りませんでした。

1月12日に福祉事務所長が来たときは、別紙3に関する問い合わせが何件ぐらいあっているか聞いたら、2件ありましたということでした。

【矛盾点・疑問点】

- ◆文書の配布とかについて、今までは確認していたが、今回は確認をしなくて、自身の判断で勝手に文書を作成し、それを配布したということ。
- ◆自身の作成した文書を配布することで、福祉事務所が混乱するとは思わなかったこと。

(弁護士) うきは市役所の年始の仕事始めはいつからでした。

(竹永議員) 1月4日からです。

(弁護士) 1月4日以降になぜ別紙3の書式を配ったことに対しての事後報告や確認をしなかったのですか。

(竹永議員) 2日から配り始めたので、4日の段階では何も言ってこないだろうと憶測予想がたっていたのかと。

(弁護士) 先ほどの話ですけど、その市役所の文書を切り貼りしてもいいと思った理由は、配るときに確認をしてもらっていたからと。確認してもらっていればOKだと思っていたのだというお話でしたね。今回は、その確認を取っていなかったということでした。その理由は、市役所が年末年始で休みだったからということでしたね。であれば、休みが明けたらすぐに確認を取るべきではなかったのかという質問ですが。

(竹永議員) 1月2日から全戸配布したわけではないので、一応配布が終わった段階で確認すれば

いいかなということ、12日を迎えてしまいました。

【矛盾点・疑問点】

- ◆確認しなかった理由として、年末年始の休暇を上げているが、仕事が始まった段階でも確認をしていない。
- ◆1月4日の段階では、一部しか配布していないので全戸配布が終わって確認したらいいと思った根拠は何か。

(弁護士) 配布が終わってしまってからでは、もはや配布していかどうかを確認する意味がないのではないですか。

(竹永議員) いえいえ、自分が配った分で問い合わせがあれば、そしたら困っている人と福祉事務所が繋がったというふうに考えます。

【矛盾点・疑問点】

- ◆福祉事務所に自身の作成した文書別紙3の確認もとらないで、勝手に配布しているのに、市民からの問い合わせで、なぜ福祉事務所と繋がったと考えられるのか。

(弁護士) いや、その前に配り終わった後に、別紙3を配ったらだめですって言われたらどうするつもりだったのですか。勝手にそういうことしないでくださいって言われたらどうするつもりだったのですか。

(竹永議員) 回収するか、おわびの訂正文書を配るしかないと思っていました。

(弁護士) にもかかわらず、先ほどは配布した家を把握していないということでしたね。

(竹永議員) だから、大まかには分かります。

(弁護士) 大まかでは、だめですよ。

(竹永議員) いや、だから転出された方もいるし、そういう意味で範囲は大まかに分かるけれど、ここに届いたか、あるいは転出されて一定期間で変わられるので、そういう意味で大まかという言い方をしているわけです。

(弁護士) 最初に配られる段階のときから大まかになっても仕方がないと思っていたということですか。

(竹永議員) そうです。

(弁護士) だったら、最初から配らなかつたほうがよかったのではないですか。事後報告の段階でだめですと言われたときに回収するとかおわびの訂正文書を配布しなければならないようなものであるならば、そもそも最初から配るべきではなかつたのではないですか。

(竹永議員) いえ、それは違うと思います。7月の豪雨で被害を受けた方に、9月にずっと家庭訪問している。豪雨被害はどうでしたかと聞いたときに、社会福祉協議会に対する感謝の言葉、あるいはどこに相談していいかわからない人、そしてこれぐらいだからもう迷惑をかけるのはどうかと悩んでいる人、そういった人たちとたくさんあったので、そういう困っている人に対しては、情報発信すべきと考えたから。

(弁護士) 困っているかわからずに、配布しているではないですか。こちら辺が被害を受けただろうってことで配っているわけですよ。

(竹永議員) はい。聞いてみると被害にあったのはどの辺からどの辺まで、あの辺が大変だったって言われたので、そういうところに加えて

(弁護士) そうすると、おっしゃっているのは被害にあって、どこにつなげていいのか分からない人に対して教えてあげるべきだと思っていたということですが、そうかどうか分からないでも、自身の議会だよりを配布するついでに配っているではないですか。

(竹永議員) はい。

(弁護士) それは、言っていることとやっていることとちょっと矛盾していないでしょうか。

(竹永議員) だから、困っているところは確認し、最終的にはまだ新たにあったかもしれないが、一定の部分では隣近所含めて聞いたり、区長さんから聞いたりしたところもあったので、その辺を配って、一緒に加えたほうが徹底するのではないかと考えています。

【矛盾点・疑問点】

◆途中の質問の中では、配布した区域や箇所については大まかには把握していると言っている。ここでは、隣近所含めて聞いたり、区長さんから聞いたりしたところもあったので、その辺を配ったと言っているが、自身の議会だよりを配布するついでに配布したと矛盾する。

(弁護士) 今回、市役所としては、どういう迷惑をこうむったと思っていますか。若しくは何も迷惑はかけてないと思っ

(竹永議員) いえいえ、第一義的には2件の床上浸水の方が電話で問い合わせして、1件の方はわざわざ市役所に持ってこられたということで、自分は本来、床下浸水の方にしかたのですけど、そこらへんが市民の方にも迷惑かけたのかと

(弁護士) 市民の方に迷惑かけたと

(竹永議員) はい。

(弁護士) 市役所職員には。

(竹永議員) いえいえ、対応するときに1月4日の段階でいわゆる指摘されれば、1月4日の段階で「配ったから問い合わせがあるかもしれんけど対応してね。」ということ言うべきだったけど、まだ全部配布したわけじゃなかったの

(弁護士) そういう質問とは。

(竹永議員) 「別紙3を配ったのは竹永議員ですか。」って言われて、どんな風に配られましたか、地域は、どのくらい配られましたかって聞かれたから、300から400かなという話を

(弁護士) 端的に、市役所職員に対しては、どう思っているのですか。

(竹永議員) そういう問い合わせがあって対応しなくてはいけなかったので、連絡調整ができなかったの

(弁護士) これまで申し訳なかったという趣旨の発言をしたことはありますか。

(竹永議員) 全員協議会の場でその発言をしています。3月の一般質問の冒頭でも

【矛盾点・疑問点】

◆最初の緊急招集で開催した全協の中で、申し訳なかったという発言はあったが、その後の全協では全く反対の趣旨の発言を行っている。

（弁護士）今回の検証委員会が開かれている理由についてどうしてだと思われていますか。

（竹永議員）全協の記録あるいは自分が書いたところによると、市としては、議会の状況を見て今後の対応を考えたいということで言われたので、議会の対応を考えるための検証委員会だろうと。

（弁護士）そしたら、書式3を配るときの段階、市役所に例えば連絡がいつてしまって、市役所が混乱するのではないかといったことを考えたことはありますか。

（竹永議員）だから、問い合わせがいくだろうということを考えました。それがその混乱という捉え方なのか、問い合わせがいくのは間違いないだろうと。

（弁護士）市役所としては、配ってもいない文書について問い合わせがあるわけじゃないですか。それって市役所はどう対応すると想像されていたのですか。

（竹永議員）一応、福祉事務所長にはその年末に配るよって。被害があっただろうところに配るよって言っていたので、そういう対応を部内で話されたときに福祉事務所長が説明して、納得というか理解してもらって、その12日の自分ところへの訪問ということになったと思う。

【矛盾点・疑問点】

◆福祉事務所長は、年末に配るよって言われたときは、別紙3のことは全く知らずに、別紙1の文書の話しかしてなかった。それで、福祉事務所長が納得していたと理解するのはおかしい。

（弁護士）そもそも年末っていつまで仕事だったのですか。市役所は空いていました。

（竹永議員）27日までじゃないですかね。

（弁護士）なぜ、その間に確認しなかったのですか。25日ぐらいには原稿は上がっていたわけですよ。

（竹永議員）だから、印刷したのが28日ぐらいだったから、そこまでの確認は。

（弁護士）さっきまでは25日ぐらいってっていましたよね。

（竹永議員）自分の原稿を、自身の議会だよりの原稿を。

（弁護士）議会だよりの話なのですか。28日にこの別紙3ができあがったということなのですか。

（竹永議員）28日に入ってますね。1日か2日前後するかもしれません。

（弁護士）別紙2の書式をもらってから、12月28日までは結構期間があると思うのですよ。でもって議員自身が別紙1と別紙2をつなぎ合わせ別紙3を作成するのに、なんでそんなに時間が空いてしまったのでしょうかね。

（竹永議員）どういう方法がいいかなというのは、やはり一つ考えたのですよ。でも何とか知らせていたっていうのもあったので、どういう方法がいいかなと思って、この回覧文書（別紙1）も1回見ているからと思って、この別紙2は初めて見て、これどんな意味だろうねと思って、たまたま裏面を見たら、下のほうが空いていたのでここに分かるような資料を付けたほうがいいだろうなと思って作りました。

（弁護士）さっき確認したときに配布したのは自分だけだとおっしゃっていましたよね。

(竹永議員) はい。

(弁護士) 議員自身が書いた意見書の中では、90部を配布依頼したと書いてあるのですが、それ矛盾していませんか。

(竹永議員) それは、吉井校区以外のところも浸水したってというのが分かったので、それもお願いしたのですが、12日に配布はやめてくださいということだったので、すぐに電話して配布したかどうか確認したら、まだしてないということだったので、次の13日に回収したということ、それから本屋さんに10部ほど置いていたので、それも回収したということです。

(弁護士) 本屋に置いた趣旨は、どうしてなのですか。

(竹永議員) いつも置いてもらっているところだから。

(弁護士) いつもって、なんですか。

(竹永議員) 自分の発行する議会だよりができれば置いてもらっていたから。

(弁護士) もともとの議員自身の話だと、被害があった世帯にこれを知らせるために配ったと言っているのに、なぜ本屋に置くのですか。

(竹永議員) こういう活動をしていますっていうところで。

(弁護士) こういう活動ってなんですか。

(竹永議員) こういう義援金の制度がありますよということを知らせたいため、関係ないと思えば捨てられるだろうし、関係あると思えば問い合わせがあるだろうと思って。

【矛盾点・疑問点】

◆聞き取り調査の中で、何度も被災者に対しお知らせをすることが目的という反面、吉井校区以外については人に配布依頼していたり、自身の議会だよりに挟んで本屋に置いたりしている。今回の行動の趣旨は、やはり自身の政治活動が一番であると考えられる。

(委員長) 議員自身の議会だよりと一緒に配布したということですが、他に何か一緒に配布したものを確認したいと思います。

(竹永議員) だから、被害のあったところには、自身の議会だよりとこの別紙3

(委員長) それだけですか。他に人との聞き取りの段階では他にもあったような話でしたけど。

(竹永議員) 新報ですね。福島みずほだより、忘れていました。

(委員長) それと、先ほどの先生とのやり取りの中で、12月25日から28日頃にこの別紙3ができたというところで、福祉事務所長が配布していいと言ったのはこの別紙1と2の関係であって、別紙3については、全くその時点での話はなかったわけでしょ。先ほど年末に福祉事務所長に配布することを言ったと竹永さんは言いましたが、それはこの別紙3を配るということで福祉事務所長に確認したわけではないですね。

(竹永議員) 今回はしていません。

(委員長) だから、福祉事務所長は市民の方からの問い合わせにより、初めてこの書類別紙3を知ったということですね。

(委員) 今までの聞き取りの中で、竹永さんの説明を聞いていると、この別紙1の回覧文書の内容はもう当然把握されているという上で、別紙3を配られたということをも2回ほど発言されましたが、ということはこの別紙1の文書を被害地域の方が理解されているのであれば、別紙3をわざ

わざわざ配る必要があったのか。また、その別紙1にある配分額、今回竹永さんが別紙3に貼り付けた部分を、わざわざくっつける必要性があったのか。そこについてどう考えますか。

(竹永議員) 結局、別紙1の回覧文書では、本来は床下浸水の500件、1回目については先ほど言ったように、税務課がつかんで、年明けから支給が終わっていたので、それは伺ったのではないか。そういう意味で、頭の片隅に回覧文書があると。すべて入っているわけじゃなくて、あったのではないかということで、それを補充する意味で別紙3を作ったわけです。だから、別紙1も出てなければ、別紙1もあったかもしれません。けれども12月1日時点で出ていたので、頭の隅にあるだろうなという思いでした。

(委員) 福祉事務所長に書類をもらいに行ったときってというのは、被害者のところに配るから、書類をいただいたわけですね。それってというのは、福祉事務所長も被害者のところに配られるからということで多分渡されたと思うけど、結果的に配ったのは無作為に被害があったらうところに、最初から配るつもりだったのですか。自身の発行する議会だよりと一緒に配る。最初からそう言ったつもりで、書類を市役所から受け取るとき、被害者のところに配るからちゅうことでしょう。被害者のところに配るものと思って、福祉事務所長も何部か渡されたと思うのですけど、じゃなくてそれをもらったら500部くらい輪転機にかけてから、被害があったのだろうという地域にどんどん配っていったと。もらったときには、もうそういう思いであったということで間違いないですね。それと本屋さんに置いてもらった。ということは、もらうときの約束と配るときの行為とは違うということですね。被害者のところに配るからねっということで書類をくださいっていったのでしょ。

(竹永議員) そこまで言ったかどうか。そういう思いで言ったこともあります。ただ、その福祉事務所長に僕はそういう被害者のとこに配るよという意味で言ったと思います。

【矛盾点・疑問点】

◆当初から、書類をもらってどのようにするのか、その書類をもらった目的と本来行った行動とでは大きな違いがある。

以上は、聞き取り調査の中の一部抜粋部分である。まだまだ、聞き取りの中では他にも矛盾点が多数指摘されているが、今回の案件に直接関係する部分を抜粋してまとめた。

本人の主張と実際行った行動にかなりの矛盾点が聞き取られたことなどを含め、内容を分析した結果として、検証特別委員会では、別紙の報告書を取りまとめた。